

第 18 号

令和 7 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	770床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	203,305人
	外	来	239,096人
(3) 1 日	平 均	患 者 数	
	入	院	557人
	外	来	988人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
	病院増改築工事費		835,280千円
	医療器械及び備品購入費		584,731千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病 院 事 業 収 益			28,197,119千円
第1項 医 業 収 益			24,182,393千円
第2項 医 業 外 収 益			4,014,726千円
	支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用			30,480,296千円
第1項 医 業 費 用			29,330,086千円

第2項 医 業 外 費 用 1,150,210千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,056,943千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,213千円及び過年度分損益勘定留保資金1,053,730千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 6,355,847千円

第1項 企 業 債 1,378,000千円

第2項 負 担 金 957,982千円

第3項 他会計からの借入金 4,000,000千円

第4項 補 助 金 19,865千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 7,412,790千円

第1項 建 設 改 良 費 1,447,448千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,825,342千円

第3項 他会計からの借入金償還金 4,140,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 1,378,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 14,784,569千円
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,890,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医療器械	X線C T装置	一 式

令 和 7 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 19 号

令和 7 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	320,700,000 k W h
	太陽光発電所	4,617,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,300,377千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		5,300,719千円
第1項 営業収益		5,270,186千円
第2項 財務収益		23,732千円
第3項 事業外収益		6,801千円
支 出		
第1款 事業費用		4,014,381千円
第1項 営業費用		3,852,855千円
第2項 財務費用		10千円
第3項 事業外費用		156,516千円
第4項 特別損失		2,000千円
第5項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,482,465千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額117,983千円及び過年度分損益勘定留保資金1,364,482千円で補てんするものとする。).

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	905,615千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	2,563千円
第2項 投 資 有 価 証 券 償 還 金	700,266千円
第3項 他会計長期貸付金等返還金	202,786千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,388,080千円
第1項 建 設 改 良 費	1,300,377千円
第2項 投 資	1,087,703千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所1号水圧鉄管伸縮継手修繕事業工事請負契約	令和8年度	2,642千円
日野谷発電所大規模改修概略設計業務委託契約	令和8年度	13,790千円
川口発電所除塵機取替事業工事請負契約	令和8年度	167,772千円
川口ダム2号洪水吐ゲート巻上機取替事業工事請負契約	令和8年度	417,517千円
川口ダム自然エネルギーミュージアム開館10周年記念事業工事請負等契約	令和8年度	40,000千円
棚野ダム警報監視制御局取替事業工事請負契約	令和8年度	20,003千円
総合管理推進センター太陽光発電設備設置事業工事請負契約	令和8年度	112,230千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 991,929千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令 和 7 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 20 号

令和7年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34	吉野川北岸工業用水道	21
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,419,150m ³	吉野川北岸工業用水道	38,766,650m ³
		阿南工業用水道	28,652,500m ³
(3) 1日平均給水量	184,710m ³	吉野川北岸工業用水道	106,210m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	621,080千円
		阿南工業用水道改良工事	1,035,998千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		1,295,731千円
第1項 営業収益		1,224,758千円
第2項 営業外収益		70,973千円
支 出		
第1款 事業費用		1,185,019千円
第1項 営業費用		1,176,843千円
第2項 営業外費用		8,176千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額977,576千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額145,675千円及び過年度分損益勘定留保資金831,901千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	789,848千円
第1項 固定資産売却代	2,383千円
第2項 補助金	193,500千円
第3項 他会計長期借入金	575,000千円
第4項 その他収入	18,965千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,767,424千円
第1項 建設改良費	1,657,078千円
第2項 企業債償還金	9,811千円
第3項 他会計長期借入金償還金	100,001千円
第4項 国庫補助金返還金	534千円

（債務負担行為）
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総合管理推進センター太陽光発電設備設置事業工事請負契約	令和8年度	9,596千円
監視制御システム取替事業工事請負契約	令和8年度	402,300千円

（一時借入金）
第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら

以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 232,640千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令 和 7 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 21 号

令和 7 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,564千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 8,229千円

第1項 営業収益 7,740千円

第2項 営業外収益 489千円

支 出

第1款 事業費用 1,862千円

第1項 営業費用 1,861千円

第2項 営業外費用 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 14,814千円

第1項 他会計長期貸付金返還金 14,814千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 7 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 22 号

令和 7 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 4,640千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		65,058千円
第1項 営 業 収 益		64,057千円
第2項 営 業 外 収 益		1,001千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		47,548千円
第1項 営 業 費 用		47,117千円
第2項 営 業 外 費 用		431千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,640千円は、過年度分損益勘定留保資金4,640千円で補てんするものとする。）。

支 出		
第1款 資 本 的 支 出		4,640千円
第1項 建 設 改 良 費		4,640千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和7年2月12日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第 23 号

令和7年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,730,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 7,479m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 流域下水道整備事業 | 20,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,030,356千円
第1項 営業収益	395,892千円
第2項 営業外収益	634,464千円

支 出

第1款 事業費用	1,030,356千円
第1項 営業費用	927,437千円
第2項 営業外費用	102,919千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	557,061千円
-----------	-----------

第1項 企 業 債	273,000千円
第2項 補 助 金	261,315千円
第3項 負 担 金	22,746千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	557,061千円
第1項 建 設 改 良 費	20,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	519,461千円
第3項 他会計長期借入金償還金	17,600千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 273,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 18,112千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、371,883千円である。

令和7年2月12日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純